

【中村主幹】 定刻になりましたので、富山県社会福祉審議会 第4回福祉基本計画専門分科会を始めさせていただきます。

まず初めに、有賀厚生部長からご挨拶申し上げます。

【有賀厚生部長】 富山県厚生部長の有賀でございます。年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の社会福祉施策に対して、多大なご協力、ご理解をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

本日の第4回専門分科会ですが、昨年の12月9日から本年1月6日まで、約1か月間行いましたパブリックコメントですが、ここは57件ご意見をいただいておりますけれども、これに対する対応と、それを踏まえた本文の修正について答申案としてお示しいたしますので、ご審議いただきたいと思っております。

なお、本日の分科会でのご意見も踏まえて決定した答申案を、3月29日の第2回社会福祉審議会においてご審議いただき、その後、知事に答申をしていただく予定としております。委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご提言をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきますと思います。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【中村主幹】 それでは、事務局から委員の出席状況について報告させていただきます。

福祉基本計画専門部会の委員総数は11名でございます。本日は、9名の委員にご出席いただいております。富山県社会福祉審議会運営規程第3条第2項の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、昨年11月18日の第3回専門分科会開催後、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区富山ブロック協議会の役員改正に伴い、令和5年1月1日付で杉木委員にご就任いただいております。

続きまして、配付資料について確認させていただきます。

次第、委員一覧、配席図の後に、配付資料としまして、資料1、パブリックコメント意見一覧、資料2、パブリックコメント意見等を受けた主な変更箇所一覧、資料3、掲載事例一覧、資料4、計画答申案の冊子、その他参考資料1としまして、第1回社会福祉審議会の主なご意見、参考資料2としまして、富山県民福祉基本計画改定スケジュールを配付させていただきます。不足はございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行については大橋会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【大橋会長】 改めまして、皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど有賀部長からもご挨拶ございましたけれども、パブリックコメント57件という大変数多くご意見をお寄せいただきまして、県民の皆様方に心から感謝を申し上げる次第でございます。

私も読ませていただいて、非常に重要な指摘を幾つかいただいたなと思っております。大きく分ければ、1つは、ひとり親家庭の生活実態をきちんと踏まえて、親子を統合で捉える支援という考え方が非常に重要だなということを改めて認識させられたということが1点と、2つ目には、知的障害者や精神障害者の地域自立生活支援を支える、包括ケアシステムをどうつくるかということに関して、多くのご意見をいただいたように思っています。

3点目は、福祉人材の確保の問題で、これはなかなか難しい問題ではありますが、改めて何か県社協の福祉人材センターの在り方を考え直さなくちゃいけないのかなというようなことを思い浮かべながら聞かせていただいたところであります。

4点目は、この4月から始まる介護テクノロジー普及・推進センターの、言わば充実強化を望むといった、こんな大まかなご意見があったのかなと思っております。

詳しいことは後ほど事務局から説明いただきますが、57件のご意見に対して、事務局が真摯に素案の修正等を対応してもらいましたので、事務局へも改めてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、早速、資料の説明を事務局からいただいて、その後皆さんと意見交換をできればと思っています。よろしくをお願いします。

【今井参事】 厚生企画課の今井です。着座にて失礼いたします。

それでは、資料の一番最後でございますが、参考資料2という今後のスケジュールについてご確認をさせていただきたいと思っております。

中ほどから下でございますが、昨年11月18日に開催いたしました前回の第3回専門分科会におきまして、パブリックコメント案を審議いただいたところでございます。

そのうち、11月25日に開催しました第1回審議会でもパブリックコメント案を審議いただき、その中で出ました意見は、同審議会の宮田委員長並びに当専門分科会の大橋会長との協議を経て、最終のパブリックコメント案に反映をしたところでございます。

その上で、この福祉基本計画の第三次改訂版の素案に対する意見募集を12月9日金曜日から1月6日金曜日までの約1か月間実施いたしました。

本日出席の委員の皆様には、12月中旬頃だと思っておりますが、この意見募集の状況のご案内をお送りしたところでございます。

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

パブリックコメント意見につきましては、先ほどから出ておりますが、全体で8人、団体から57の項目の提出がございまして、意見者の主な内訳は、福祉関係団体をはじめ、NPO法人代表者とか関係者などとなっております。

また、意見の主な内訳としまして、1つには、計画への追加や修正等の反映を求める意見ですとか、2つには、今後の施策等の取組に対する意見となっております。

そこで、資料1の右端欄でございますが、計画本体に修正を加えている項目に丸印を表記して、その修正反映結果を記載していますほか、丸印を付した以外の項目については、今後の県などの取組を含めた対応方針を記載しております。

本日、時間の関係もございまして、この丸印のある項目のうち主な項目につきまして、資料2で、計画への反映結果、それから先週金曜日、17日に県の新年度予算の発表がございましたが、その令和5年度事業の追加反映の状況も含めてご説明したいと思っております。

それでは、次の資料2をご覧くださいと思います。A4横長の資料でございますけれども、この資料では、計画本体のページ順ごとに、右端欄にパブコメの意見内容を書いております。そして、左に各コメント時の素案、それから右側には今回修正案を対比してございます。なお、今回の修正案の欄には、破線内に考え方を補足しているものもございます。

それでは、主な意見を中心にご説明いたしますので、もしよろしければ、本日配付資料の計画書本体、資料4も併せてご覧いただければ幸いです。

それでは、まず1ページ目をご覧ください。

1つ目です。A3判の概要資料がこの資料4の次のページについておりますけれども、この中で、左上の計画をめぐる現状の動向の中に、一番下の丸でございまして、障害者の地域移行や多様な障害へ

の包括的な支援の拡充に関する意見の関係です。

具体的には、この記載内容を2項目に分けて、1つには、障害者、ひきこもりの人などが親亡き後に地域で安心して生活できる支援体制の整備、2つには、知的障害・精神障害・発達障害・難病・医療的ケア児など、多様な障害への包括的な支援の拡充にしてはどうか。つまり、障害種別といたしまして、知的障害と精神障害を追加してほしいというご意見でございます。

これに対しましては、破線内に記載しておりますけれども、1点目の親亡き後における支援は、左側素案の前半部分の記述に含まれているということにして、2点目の追加意見でございます、知的障害・精神障害のほかにも、身体障害や重症心身障害等もございまして、今回は具体的な障害種別の例示をやめまして、素案のアンダーラインの発達障害から医療的ケア児までの記述を削除して、単に多様な障害というふうに修正させていただきたいと考えております。

2つ目です。3ページの計画の目標の中の(2)、とやま型地域共生社会のすがたの具体的なイメージ社会を記載しておりますけれども、その②の箇所でございます。

この中で、「年齢や障害等の有無にかかわらず」とありますが、これに性別、家族形態等を加えてはどうかとのご意見でございます。

これに対しましては、ご意見を踏まえまして、「年齢や性別、障害の有無、家族形態等にかかわらず」に修正いたします。

3つ目ですけれども、4ページの(4)持続可能な開発目標(SDGs)との関係につきまして、本計画では17のゴールのうち6つのゴールを関連する目標としておりますが、この関連するゴールのマークを章ごとに記載したほうがよいではないかというご意見であります。

これに対しましては、本計画に関連する6つのゴールのそれぞれは、計画全体に幅広く関わりがございまして、章ごとの記載ではなく、4ページの表の下に、計画全編において、6つのゴールを踏まえた施策を推進していきますと追記したいと考えております。

続いて、2ページ目をご覧ください。

1つ目ですが、18ページの(5)地域課題の顕在化の中のうち⑤ヤングケアラーの状況につきましては、今年度の9月から10月に実施いたしました本県での実態調査結果が去る1月末に公表されましたので、その調査結果を追記いたします。

2つ目です。33ページの(1)地域共生の社会づくりの普及啓発の中に、介護と障害の事業所による共生型サービス事業の幅広い周知が必要と考えるので、共生型グループホームに対する理解促進を追記してほしいというご意見でございます。

これに対しまして、ご意見を踏まえて、共生型グループホームを追記したいと考えております。

次、3ページをご覧ください。

1つ目ですが、32ページの学校教育における福祉の推進に、教育委員会と連携する旨を記載してほしいといったご意見ございました。

これに対しましては、ご意見を踏まえまして、当該計画の35ページの専門人材の育成・確保・定着・資質向上の中で、「関係団体や教育委員会と連携し」と追記をしたいと考えております。

また、2つ目の35ページの②の介護・福祉サービスを担う人材の教育・養育の推進のほうでは、令和5年度当初予算の新規事業としまして、「外国人介護人材へのコミュニケーション支援や生活支援等を実施する介護施設と、留学生への教育の質向上を図る介護福祉士養成校への支援」を新たに追記いたします。

3つ目ですが、同じく35ページの同じ項目の中で、介護福祉人材につきましては、現場負担軽減という観点から、行政への提出書類の簡素化といったご意見でございます。

これにつきましては、36ページの④の処遇・改善の項目の中で、新たに「電子申請・届出システム

の利用開始などデジタル化の推進」というふうに追記をしたいと考えております。

続きまして、1ページ飛びますけれども、5ページをご覧ください。

46ページの(3)情報バリアフリーの推進に、いわゆるデジタル難民と言われる高齢者への支援について記載してほしいというご意見でございます。

これに対しまして、ご意見を踏まえ、新たに「地域で継続してサポートするボランティアの養成など、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者等の支援」を追記いたします。

また、2つ目ですが、47ページの(1)地域共生型福祉拠点の拡充の中に、介護と障害の事業所による共生型サービス事業推進を図るための共生型グループホームの設置、それから、共生型サービス事業の推進の追記をしてほしいというご意見でございますが、これはご意見を踏まえて、そのとおり追記したいと考えております。

続きまして、6ページをご覧ください。

50ページの(5)ひとり親家庭等への支援のところではありますが、ここは長文になっておりますけれども、「自立支援」という言葉には、ひとり親家庭の貧困を自己責任としているように感じると。そのため、「自立支援」という表記を「就業支援」に、また、「こどもの成長支援」を「子育て支援」に変更するとともに、「ひとり親等が自立を図り」の「自立を図る」という文言を削除してほしいとのご意見ございました。

これに対しましては、ひとり親家庭の貧困を自己責任とする意図はございませんけれども、ご意見のとおり修正したいと考えております。

続きまして、7ページをご覧ください。

1つ目、50ページの(6)ヤングケアラー等への支援では、令和5年度新規予算としまして、3つありますけれども、「ヤングケアラー支援ネットワーク会議の開催」「関係機関職員向けの研修実施」、そして「ヤングケアラー・コーディネーターの配置」の3項目を新たに追記いたします。

2つ目ですけれども、51ページの(1)、障害児者の療育の充実というところですが、これも同様、新規予算としまして、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」等に基づく難聴児支援のための中核的機能を有する体制の整備」の項目を新たに追記いたします。

続きまして、8ページをご覧ください。

54ページの(2)地域における日常的な支え合い体制の構築のところでは、日常生活支援サービスについて、実際事業者による担い手はあるのか、また、市町村との連携はどうなっているのか、具体的な計画を示してほしいとのご意見ございました。

これに対しましては、ご意見を踏まえまして、市町村の実情に応じた取組に対し伴走支援する旨を追記いたします。

ちなみに、これは地域包括ケアシステムの深化、構築に向けた、県内市町村の地域づくりに対して、県は今年度から総合的な伴走支援を実施しておりますので、こういった対応を追記したところでございます。

次に、9ページをご覧ください。

1つ目は、57ページの(3)介護テクノロジーの普及啓発及び活用促進について、DX化やICT推進の前段階として、事業所内のWi-Fiなど通信環境の整備を県として支援していくと記載してほしいというご意見でございます。

これに対しましては、ご意見を踏まえ、新たに「Wi-Fiなど通信環境の整備支援」を追記いたします。

2つ目ですけれども、同じ57ページの(3)、同一項目ですが、その中のとやま介護テクノロジー普及・推進センターが担う役割に関してのご意見でございます。

ここに、介護ロボット及びICT推進への支援としまして、1つには、県の補助金支援、それから2つには、センターが相談やアドバイスなどソフト面での伴走型支援を行う旨を追記してほしいというご意見でございます。

これにつきましては、1つ目の補助金支援は、この1つ上の記載の介護ロボット及びICTの導入支援に含むものと考えておりますし、2つ目につきましては、同センターの事業内容がほぼ固まってきたことも踏まえまして、ご意見のとおり、相談対応の実施や導入検討施設への伴走支援を追記させていただいております。

続きまして、10ページをご覧ください。

1つ目、73ページの(2)利用者保護の推進と指導監査の充実についてでございます。

事業者に対する指導監査については、利用者保護の観点から、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対して強化していただきたいというご意見でございます。

ご意見を踏まえまして、指導監査の対象者をはっきりと「介護サービス事業者や有料老人ホーム設置者等」と明確に記載したいと考えております。

2つ目は、78ページの(2)質の高い福祉サービス提供の部分ですけれども、ご意見といたしましては、介護分野と障害分野との支援を学び合う機会が有用であるということから、例えば、介護ヘルパーと障害者ヘルパーとの合同研修といった多職種連携の研修を通じた障害者と高齢者相互の理解を深めて、支援員の質の向上を目指す旨を追加してほしいというご意見でございました。

これにつきましては、現在、県の福祉カレッジの研修カリキュラムの中でも、介護や障害等の幅広い福祉職員、いわゆる職種を横断しました職員を対象としたキャリアパス対応生涯研修等というものを実施しておりますので、その中で、障害者と高齢者双方の理解を深めることを実施しております。

このため、ご意見を踏まえて、記述としましては、「介護や障害等の幅広い福祉職員を対象とした研修の実施」と追記したいと思っております。

また、3つ目の79ページの(3)生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供についてですけれども、ご意見といたしましては、障害者の親亡き後や、緊急時の備えの対応が必要と考えるため、障害者の親亡き後や緊急時に備える、地域生活支援拠点の整備充実を追記してほしいというご意見でございます。

こうした対応は重要な課題でございますので、ご意見を踏まえて、「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備促進」を追記いたします。

続きまして、11ページでございます。

82ページの関係ですけれども、3点ございますが、(2)のケアマネジメント機能の充実の項では、ケアマネジメントの対象者が高齢者に限定されているので、サービスを必要とする方全般を対象とした表現にしてほしいというご意見でございます。

ご意見を踏まえまして、サービスを必要とする方全般に向けたケアマネジメント機能の充実強化に取り組む趣旨に修正をいたします。

また2つ目、同じ項目中の地域包括支援センターを核としたワンストップサービスの相談支援については、複雑化・複合化した生活課題に対応する旨を追記してほしいというご意見でございますので、そのとおり追記したいと考えております。

3つ目、同じ項目中の市町村を核とした障害者に対する相談支援体制整備促進の記載でございます。

これは、市町村のほかに市町村社協を加えてほしい、また、対象者を障害者のみならず、「ひきこもり、生活困窮者などを取り巻く複雑化・複合化した生活課題に対する」を追記してほしいというご意見もございますので、そのとおりに追記させていただきたいと考えております。

12ページに参ります。

88ページの(1)包括的支援体制の整備の項目の説明文中に、いわゆる全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築を追記してほしいとのご意見がございました。

これにつきましては、破線で書いてありますように、「包括的な支援体制を推進するための、重層的支援体制整備事業の考え方」としまして、「高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、属性・世代を問わない地域住民等からの相談に」というふうに追記をいたします。

同じ2つ目ですけれども、88ページの①市町村等が行う包括的支援体制の整備への支援の中の、様々な課題の例示が書いてございます。現在、「育児・介護・障害・困窮」となっておりますけれども、表記を「複雑化・複合化した生活課題（孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮、ヤングケアラー、8050問題、親亡き後問題など）」を加えて例示してほしいというご意見でございますので、これはご意見を踏まえてそのとおりに追記したいと考えております。

13ページは、1つ目は新年度予算の新規事業ということでございますが、孤独・孤立対策ということで、1つには「孤独・孤立に至りやすい刑務所出所者やその家族等に対する、地域における継続的な相談支援体制の整備を促進」、2つには「ヤングケアラーの早期発見・適切な支援につなげるための体制を整備」、3つ目には「不登校や非行など様々な困難を抱えるこどもが、フリースクールなど学校以外の居場所で安心して過ごせるよう、民間団体による居場所の開設や特色ある取組みを支援」の3項目を追記したいと考えております。

最後、14ページをご覧いただきたいと思っております。

101ページには、③として、社会福祉法人に期待する役割という記述がございましたが、これについては、平成28年の3月に社会福祉法改正によりまして、地域における公益的な取組を責務として位置づけられて、社会福祉法人は地域福祉への積極的貢献が求められるとありますけれども、具体的な記載がいいのではないかとご意見でございます。

これにつきましては、括弧書きで公益的な取組事例を5つ表記いたしますほか、社会福祉法人は防災・被災者支援の拠点施設としても重要な役割を担いますので、また以下として、「社会福祉法人等の福祉施設等は、災害発生時において高齢者や障害者等の要配慮者の避難のための福祉避難所としての役割も期待されています」を追記したいと考えております。

以上が主なパブコメ意見を踏まえた変更箇所の一覧でございます。

あと最後に、資料A3の横長のものをつけておりますけれども、資料3といたしまして掲載事例一覧。掲載事例につきましては、各章、各項目ごとに、県内いろんな社会福祉法人さんとか、NPO法人、団体、それぞれの分野における先進的な取組事例を掲載してございます。

今回、第三次改訂版におきましても、全体で11事例を写真入りで紹介しております。それぞれの事例の選定理由等は資料の右端に書いてございますので、内容を含めましてまたご覧いただければと思っております。

駆け足になりましたけれども、説明は以上でございます。

【大橋会長】 ありがとうございます。

57件のコメントに対して丁寧に対応していただきまして、ありがとうございます。

とりわけ、今回のものを読んでいると、従来の地域包括ケアというのは、どちらかというと高齢者分野を中心にやっていたけれども、障害分野あるいは子育て分野も含めた地域包括ケアという考え方が、県民の皆さんからも随分意見を寄せられた。これはとても大事なことかなと思って聞いておりました。

今聞いていて、時間の関係で抜いたのかな。4ページのNPO関係のやつは説明がなかった。

【今井参事】 すみません。割愛しております。

【大橋会長】 ボランティアだけではなくNPOを入れてほしいという、これはこれでそのとおり

でいいかなと思っております。

以上が57件のパブリックコメントに対する事務局の修正ということでございますが、それでは、皆さんからご意見をいただければありがたいと思います。いかがでございましょう。

もう一つ気になるのは、ひとり親家庭の支援のところに「自立支援」というのを使わないでくれということで、「就業支援」と書いていますが、全体的には国の考え方もそうですけど、「自立支援」という言葉を使っていますので、そのパブリックコメントにあった、自立というのは自己責任を強要するものだという意見には決して当たらないと受け止めていただきたいと思います。

ただ、子育て分野では、「自立支援」と抽象的に言うよりも、「就業支援」とか、そういうことを明確にしたという意味では、そちらのほうの修正がいいかと思えますから。ただ、同案全体は「自立支援」という言葉がいっぱい使われていますから、そもそも「自立支援」というのは、自己責任を強要するものだという意見にはくみしていないということだけは確認をしておきたいと思えます。その上での修正だということかと思えます。

いかがでしょうか。よろしゅうございますかね。

宮田先生どうぞ。どうぞご自由に。

**【宮田（伸）委員】** 今ご説明いただきましたことの印象として、大橋先生もおっしゃいましたけれども、大変たくさん意見が出てきたということ、そして、意外なほどと言ったら失礼なんですけど、柔軟に意見を取り入れていただけたということも思っています。

というのは、比較的これまでいろんなパブリックコメントを見てきましたけれども、どっちかという、役所側の自己弁護というか、言い訳というか、これはもう入っていますよとか、こういう意味なんです、もう含んでいますよと、割と突き放すような感じが多いので、今回はしっかり受け止めていただいたということで、すごく印象的でした。

特に新規の提案についても、そのまま入れていただくということも、もちろん意見によってですけども、そういう柔軟な懐の深いところを見せていただいたので、これぞ県民と行政、県全体で一体となってつくっていく計画だというふうな仕上げになったと思えます。

その上で1点だけ申し上げたいんですが、資料3の掲載事例の一覧ですが、よく厚労省のホームページなどでも、先進事例あるいは参考事例がたくさん出ていますけれども、これは私が古い人間だからかもしれませんが、本当にそれぞれ結構なんですけれども、団体の地域を見ますと、ほとんどが県西部なんですね。県東部では富山市1件しかないの、市の社協の高城会長もいらっしゃいますが、えっ、富山市あるいは新川は何もないのかと思われたら嫌だなと。こだわるわけではありませんけど。ただ、1個しかないというのは寂しいなという。発掘し切れなかったのか、あるいは本当はないのか。すみません、率直な感想です。ありがとうございました。

**【大橋会長】** 別に事例は、1つじゃなくちゃいけないと決まっているわけじゃないでしょう。

**【今井参事】** 数に制限はございません。前回の計画は約10事例ぐらい載せていまして、今回は11ということになります。

東部のほうから推薦もお願いしたりしていたんですけども、その推薦団体のほうから、ご推薦の決定の過程の中で、東部でのケースも実はございました。

結果的に県西部に偏った地域バランスになったわけでございますが、我々としても、認識は事前にあったんですが、東部のほうから結局推薦がいただけなかったということで、こういう形になっております。

**【大橋会長】** 例えば、第7番目の介護テクノロジーの分野でいうと、黒部市社協が随分テクノロジーを導入しているので、そこは入れられるかもしれない。施設と地域と両方ということを考えられる。

それからもう一つは、8の高齢者、障害者等の就労支援で、農福連携をやっているのが、入善だった

かな、やっていると思いますので、そんなのも状況によっては入れるということはあるかもしれませんが。

それから、今日杉木さんがいらっしゃるけれども、青年会議所と社協とで、黒部市ですけど、また黒部になっちゃうけど、黒部でひきこもっていた、孤立した兄弟を支援する、そういう住宅改修等の実践もあるので、目配りしてくれたら、東のほうもあるんじゃないでしょうか。

宮田委員が言われるように、西ばかりと言われるのはよくないかもしれませんから、その辺も今後少し検討して探してみたいと思います。

それはもう分科会長に任せていただいてよろしゅうございますかね。事務局と分科会長で、少し整理をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

共生型デイサービスから共生型グループホームというふうにかなり発展して、これはとってもいいと思いますね。今の障害者、高齢者の地域自立生活支援をやっていく上で、総合的に考えられている。富山型デイサービスを全部くくっちゃわないで、デイサービスとグループホームを別にしてきちんと表記するというのは、とてもいい意見だったなと思います。

よろしゅうございますか。

杉木さん、どうですか。1月に異動で替わったばかりで、一応資料に目を通してくれたんだろうと思いますが、何か感想はありますか。

【杉木委員】 ありがとうございます。日本青年会議所の富山ブロック協議会の会長の杉木と申します。

私たちは、富山協議会、9つの青年会議所がありまして、富山ブロック協議会という包括した団体があります。412名おりまして、簡単に言うと、412社の起業をしている方、そして後継者だったり行政職員だったり、たくさんの業種があります。

その中で、私たち富山の協議会は、昨年からウェルビーイング推進委員会というのを設置しています、SDGsがすごく、テレビで見たり、報道で見たりいろんなところで見ていると思うんですけども、実は、私たち2019年から日本青年会議所としてSDGsを推進しておりまして、今は、私もバッジをしておりませんが、SDGsの推進はもうやめております。

これからは、日本青年会議所としては、ウェルビーイングということで、SDGsの次はウェルビーイングかよということで、私の従業員や身の回りの方は大変パニックになっていると思っていますが、富山県が推進して、全国的に見てもこのウェルビーイングは、すごく発信を大きくしている県というふうには皆さんから見られていて、何かといいますと、幸福度を示すのがウェルビーイングでありまして、自分らしさ、幸せを幸福度ランキングで表すというものでして、富山県にいますと、幸福度ランキング、富山県はすごい低い水準にいますけども、全国の人から見ると、富山県というのはすごく自然があふれていて、海、山、川、そして、今で言ったら、コロナ禍でありますので、キャンプ、サウナなど、いろんなことが整っている県だとよく言われます。

その点で、いろんなところに「ウェルビーイング」という言葉が書いてありますが、私は、同じく推進する者として、この言葉がもっともっと、世の中に富山県内にはやることで、これを水準とすれば、先日、知事からも指標の説明があったとおり、花に例えて指標というのは、富山県内にあります。そのことがもっともっと推進して広まっていけば、富山県の幸福度ランキングも上がっていくし、福祉という面でも、一人一人が積極的に自分たちの幸福度を上げていければ、自分たちだけではできないことも、いろんなものにまず目線が行くんじゃないかなと資料を見て感じました。

以上です。

【大橋会長】 ありがとうございます。

昔、経済企画庁がやっていた幸福度ランキングということでいくと、富山は第1位か2位だったように記憶しているんだけど、いつの間にか下がっているのかしら。

【杉木委員】 今、三十何位だったと思います。

【大橋会長】 何でだろう。それはまた別のときに。

青年会議所なんかでは、子育て支援なんていうのは、かなり取り組んでくれているんですか。

【杉木委員】 そうですね。あと、ベビーファースト運動というのをやっています、それも富山県全市町村に宣言をしてもらっています。新田知事が知事会の副会長ということもあって、全国の知事に呼びかけて、日本青年会議所等ではベビーファースト運動というのをやっています、知事がベビーファーストの運動の宣言をしてくれています。これは、去年は行政と組んで発信を多くしたということで、今年は企業に広めていただきたいということで、ベビーテックと言いまして、子育てをする機械、おもちゃを無償で企業や家庭に提供する運動をしています。

私たちの青年会議所内では、例えば、こういう会議や、理事会や、例会というのがあるんですけども、横で、子育てをしてくれる短大生に来てもらったり、会議をしながら子育てもするという取組を行っています。

【大橋会長】 ありがとうございます。

どこかの会議所がやっている実践を取り上げたら、ベビーファースト、ブックスタートとか、あるいはおもちゃ図書館とか、何かそんなところから青年会議所がやっているというのは、従来の福祉の枠を超えて、青年会議所も日本の未来のために頑張っているぞという意味では、9つあるブロックの中のどこかに1つありますかね。

もう南砺はいっぱい出ているから駄目よ。杉木さんも南砺出身だけど。

【杉木委員】 私は南砺青年会議所ではなくて、となみ青年会議所と言いまして、砺波市と南砺市と両立した青年会議所の出身なんですけれども、富山青年会議所というのは、新田知事の息子の新田理事長が、去年の日本青年会議所のベビーファーストの委員長だったので、例会として、ベビーファーストということはどういったことでやるの？ ベビーファースト運動ってどういうことなの？ ということ对外向けに、県民の皆様にする例会をしたり、高岡青年会議所も来月3月にベビーファースト運動の例会を実施しようとしています。

【大橋会長】 ありがとうございます。

少し事務局を含めて検討させていただきたいというふうに。取り上げるかどうかはまだ決断できませんが、分科会長に任せていただいてよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

宮田委員、知っていましたか、今のベビーファーストというのは。新聞で取り上げていましたか。

【宮田(求)委員】 すみません、恥ずかしながら初めて聞きました。

【大橋会長】 杉木さん、もっとPRしないと。まず新聞に取り上げてもらって。

【杉木委員】 結構出ています。

【大橋会長】 そうですか。ありがとうございます。

では、さっき言ったようなことで、少し検討させていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

この間の社会福祉審議会全体の中で、手をつなぐ育成会の方々や、あるいは精神障害者の家族の会の人たちから、障害を持った人が地域で生活できるような包括ケアシステムを構築してほしいという意見が随分ありまして、これはかなり今回、パブリックコメントを含めて書き加えていただいているのでいいかなと思っています。

意見がなければこれで終わりでもいいですか。惣万さん、よろしゅうございますか。

【惣万委員】 いいですか。例えば、富山ケアネットワークの会議が何日か前にもあったんですけど、そのときに問題になったのは、65歳の壁で、結局は区分2か3の人が65歳になったから介護保険に入らなければならない。入りたくないと言っても入らなきゃならない。そして、検査をしたら要支援になったそうです。そのときに、すごく障害者の方が怒って何でこう違うのかと。昨日の自分と今日の自分は一緒なのに、なぜ数万も、すごい差が出る人がいて、8万とゼロ円だからね。どうしてこうなるのかという、幾ら役場の方が説明しても難しかったというんですよ。

ですから、65歳の壁とか、8050問題をもう出してほしいかなと思いますね。80代の親が50代の子供を、反対の場合もあるんですけど、ここがあんまり出ていないかなと。

【大橋会長】 今の問題は、障害者区分の判定基準と、介護保険の要介護の判定基準とのずれの問題。これはあんまり富山県だけでどうだというふうには言えない部分があるから、単純ではないですけど、ただ今回は、共生型デイホームとか、ケアマネジメントとか包括ケアを障害者分野にももっと充実、拡大強化してほしいという意見が出ているので、その辺が進んでくれば、65歳の壁も少しは改善されてくるかもしれません。今、全く別の制度なので、そうなっちゃうというふうに思いますが。

【惣万委員】 そしたら、国として準備するのは、障害者のほうは区分6までありますよね。介護保険は区分5までですよ。その高さというんですか、不平等なところを平たんにするように時間をかけてやってほしいかなと思います。あまりにも差があったら躊躇しますよね。これは国の問題なんですけど。

【大橋会長】 ケアマネジメントの充実強化というところに書いてあるので、そこできちんと見ていくようなことをしないと、基準そのものを県のレベルでこういうふうにしるとも単純に言えないので、できるだけケアマネジメントをする際に、障害区分なり、介護保険の要介護認定が、分かりやすく言えば、あまり段差がないようにということで、直接文言を65歳の壁で区分が違うと言うのは難しいかもしれませんが、そこはご了承いただいていいですか。

【惣万委員】 それと、問題になっていたのは、利用者本位って、こう書いてありますけど、だんだん利用者本位になってきていないように思います。介護保険の原点に戻ってほしいかなと。障害者もそうなんだけど、結局、認知症の方が施設に入りたくないと言ってるのに家族本位で入れた。そしたら、とっても元気な人だったのに、1か月で亡くなってしまったんですよ。そのように、まだ家族本位になっている。障害者の方たちも自宅にいたいと言っているのにいられない。本当に、言葉は美しいかもしれないけど、現実はどうなのかということをもう少し掘り出してほしいかなと思いますね。

【大橋会長】 まさにそのとおりで、要は、ぱっと見ると、資料2の11ページですかね。ここに地域包括ケアシステム、ケアマネジメント機能の充実ということで入っていて、障害者だとかそういうのも全部一緒に入ってきていると、かなり書き込んであると思いますが、そして次の12ページのところ、重層的支援体制整備事業ということになれば、当然利用者本人の意向ですよ。だから、そこを言葉として付け加えるということはあるかもしれませんね。それは事務局と相談をさせていただきます。

ある意味、当たり前のように思うけどね。ただ、日本はどうしても家意識が強いから、どうしても家族の意向が先に出ちゃうということは事実あるんですよ。最後まで本人のということでしょうね。

【惣万委員】 だから、サ高住なんです。サ高住というのはサービス付き高齢者住宅ということで、サービスがついてとってもいいところなんだなと思って行った。ケアつきやと思って行ったって、ケアはないわけですよ。

【大橋会長】 有料老人ホーム等の監査というのは意見をいただいて直していると思うので、そこで読み込むしかないかもしれません。

サ高住の問題は、富山だけじゃなくて全国的にも大きな問題になっていて、ピンキリですよ、サ高住

自体が。有料老人ホームのところがどっかにあったと思いますが、その中に書き込めるかどうかですね。

【惣万委員】 私にしたら、働く人がいないから特養も空き部屋が出てきているのに、なぜまだサ高住をどんどん作るのかと思います。私、10年ぐらい前からサ高住を作るなって富山で言っているんだけど、なぜ作るのか私は分かりません。

【大橋会長】 規制できないですよ。今これ、全国的にも大きな問題ですね。そういうことです。有料老人ホームにある程度網をかけて、それなりの対象としたのに、サ高住の部分というのが本当に抜けちゃった部分があるんです。

大崎さん、この辺どうなんですかね。

【大崎委員】 おっしゃるとおり、サ高住は、そういう誤解が生じてしまうので、介護サービスがついていたら、介護サービス付きのサ高住だというふうに、頭に「介護サービス」をつけてください、そういう提言がサ高住の協会で行われています。

ですので、私の法人はサ高住も持っていますが、24時間の介護サービスをつけているので、24時間の介護サービス付きサ高住というふうにはしています。有料老人ホームも持っているんですが、これも24時間の介護サービス付きです。

サ高住と有料老人ホームの違いですが、サ高住が始まったときは、国交省と厚労省の共管事業なんですね。高齢者の住まい対策、空き家対策の考え方から進んできているもので、それが現在になっているんですけど、私が整備した当時の違いは、安否確認等の状況把握、生活相談サービスの有無、建設要件の違いによって区別された記憶があります。今はどういうふうな状況になっているか分かりませんが、私が施設を設置したときはそういうようなことでございました。

事業者は、例えば、株式会社もできますし、医療法人も社会福祉法人もできますし、どんな方もでき、事業者の自由裁量で、いろんなビジネスモデルもつくれます。料金ですとかサービスもどうするかとか、人員配置もどうかとか、食事もどうかとか。

ですので、見学等で情報を収集して、選んでお住まいになる方もありますし、いろんな条件が事業者によって違いますので、そのご家庭なり選ばれる皆様の事情によって、マッチするところを選ばれるという状況でございます。

それと、先ほどの障害者の65歳の壁に関しては、当法人は、障害者の重度の方の入所施設を特養と合築型で経営しておりますけれども、事実、障害者の入所施設に数人いらっしゃいます。現状は、やはりご本人がご了承されないと介護保険に移行ということはできないので、そういう意味では、個人の尊重ということは、現在においては生きているかなと思います。ただ、ご本人も移行に関してはいつかはと意識されるんですが、自治体からの強い依頼ということは特に私は感じておりません。あくまでもご本人が了承されたときの移行ということで、現在はそういうふうにしております。

委員長がおっしゃったように、いずれにしても、このあたりのことは、制度のいろんな細かい複雑なことがございますので、日々ケアマネジメントなり、相談の中で、個を尊重し、あとご家族の意向もあるので、そういったこともソーシャルワークの中で含んで進めていくことが大切だと考えます。

私の施設は、特養と障害者の施設が合築です。同じ建物の中で、障害施設のほうから高齢施設に移れるので、利用者の方は特別抵抗感はないように感じていらっしゃいますが、ただ、個人の自己選択権を尊重した、そういった移行の勧め方をしております。

【大橋会長】 ありがとうございます。

10ページをお開けいただきたいんですけど、意見のほうは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に対してと言うんですけど、有料老人ホームに対しては一応網かけはできてきたんだけど、サービス付き高齢者住宅は、今、大崎委員が言われたように、言わば住宅なので、そこ自体の指

導監督がなかなか難しく、今、東京都でもかなり大きな問題になっているということは事実です。

ですから、修正案の中は「介護サービス事業者や有料老人ホーム設置者等」と含みを持たせているので、今後その辺は、あまりにもひどい状況があれば、何らかの形での監査指導等にかけるか何かするということもあり得るかもしれませんが、今の時点では、サービス付き高齢者住宅というのをそのまま書き込んで監査するぞというわけにはいかないというのが現状だと思います。

厚労省の老健局の高齢者支援課長というのは国交省から来ているはずですが、多分これは、サービス付き高齢者住宅の問題等もあって、出向にしているんだというふうに私なんか勝手に考えていますが、だから難しいところです。

【宮田（伸）委員】 関連でよろしいですか。本文で言うと73ページ、74ページの辺りだと思うんですけど、利用者の保護と指導監査の充実という項目なんですけど、本編のほうです。

私も実は、社協と国保連の苦情解決にずっと携わらせていただいておりますが、やはりこの辺、有料老人ホームあるいはサ高住、ここからの苦情というか、利用者の方の苦情、結構あります。それから、介護保険の施設でもあります。断然、事業者有利、利用者不利という位置関係で、利用者のほうから相談、苦情があると。死亡事例もありました。直接原因ではないんですけども。

そこでいつも感じていますのは、やはり入所、利用開始するときに、契約書だとか重要事項説明書がしっかり説明されていない、あるいは曖昧なところもあるというので、退所とか何か起きたときにびっくりするようなこと起きてくるというのが1つありますし、それから、入所している人自身が訴えてもなかなか受け止めてもらえないということ。そのことが家族から苦情という形で入ってくるということがあります。そのときにいつも感じますのは、国保連にしましても、社協にしましても、権限が弱いんですね。調査して、そして助言まではできる。だけど、勧告とかそこまでは当然できないので、それから強制的な調査もできないので、いつもそうなった場合には、私が感じているのは、市町村と、それから虐待相談の窓口を強化することです。

この問題は、意外と潜在的にはもっと多いんじゃないかと思っています。

それから、保険者の窓口にしましても、介護保険ができた二十数年前と違って、かなり姿勢というか、使命感というか、全然違いがあるんですね。どんどん人事異動で担当者が交代しますから。そんなところで非常に歯がゆい思いをされる利用者の方が多いのではないかなど。私たち相談を受ける側も、非常に歯がゆい思いをしています。もっとこの辺を、介護保険制度をつくるときにいろいろ議論があったところですが、なかなか悩ましいところがあります。

ただ、ここに有料老人ホームというのが入りましたので、そういった点では一歩前進かなという気がしています。一人一人の利用者の方あるいは家族の方にとっては本当に命をかけた大変な問題なので、その辺もしっかり、受け止める側あるいは指導する側、この辺はしっかりやっていただきたいなという感じがいたします。

【大橋会長】 ありがとうございます。

宮田委員は、富山県の運営適正化委員会の委員長と国保連の苦情対応委員会の委員長も兼ねている。

【宮田（伸）委員】 運営適正委員会は隔月で委員会協議を、国保連は毎月書面で対応意見を提出しています。

【大橋会長】 ご苦労さまです。大変ですね。ほかにはいかがですか。

もしなければ、ただいまいろいろいただいた意見等につきましては、少し事務局で整理をさせていただきます。分科会をもう一度やる時間的余裕はないので、分科会長の私にご一任いただくということでもよろしゅうございますか。

私としましては、親委員会である社会福祉審議会の会長を宮田委員がされていますので、宮田委員とも相談をしながら、事務局と出た意見を勘案して、最終的に社会福祉審議会に提案する分科会とし

ての原案を作成したいと思っています。

親委員会のほうも、今のところ3月29日にやって、すぐ知事に答申ということですから、多分そのときにいろんな意見が出たのでは收拾がつかないだろうと思うので、事前に審議会の委員長である宮田会長とも少し相談をして原案を詰めさせていただきたいということによろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【大橋会長】 ありがとうございます。

それでは、これで今日の分科会を終了させたいと思いますが、まだ時間は早いんですが、よろしいのでしょうか。

終了させていただきたいと思います。皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

【中村主幹】 ありがとうございます。

本日の会議後にお気づきの点ですとか、まだまだご意見等がございましたら、メールですとか、事務局が配付しましたご意見、ご提言用紙にご記入の上、ファクス等により、3月8日水曜日までにご提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —